

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和6年9月30日（月） 17：30～17：45

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市）行財政局長、給与課長、給与課係長3名、他1名

水道局副局長、経営企画課課長

交通局副局長、経営企画課課長

教育委員会事務局、教職員課係長

（組合）市労連執行委員長、副執行委員長5名、書記長、他19名

4. 議 題： 人事委員会勧告を受けて

5. 発言内容：

（市） 平素より、皆さま方におかれましては、何かとご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度の人事委員会勧告についてでございますが、去る9月9日に、月例給では、民間給与との2.72%の較差解消のため給料表を引上げ改定し、特別給では、期末・勤勉手当について0.1月分引上げという、月例給・特別給ともに3年連続の引上げ勧告がなされております。

一方、本市の財政状況につきましては、物価高騰や少子高齢化の進展に伴い、一層厳しくなることが予測されておりますが、そのような中においても、未来を見据えた持続可能な大都市経営を実現していくため、事務事業の見直しや業務改革・DXの推進など、引き続き「行財政改革方針2025」を着実に実行していく必要があると考えております。

また、私ども地方公務員の給与等については、依然として、国を上回る給与・休暇等の各種制度について見直しを行うよう国からも強く指導を受けており、引き続き給与水準をはじめ、各種制度の適正化に取り組んでいく必要があります。

さらに、本年の人事院勧告等におきましては、「給与制度のアップデート」として、初任給等の引上げのほか、地域手当や扶養手当をはじめとする各種手当の見直しなどについての措置内容が示されており、令和7年4月から実施することを基本としつつ、初任給等の引上げについては、本年の官民較差に基づく給与改定において令和6年4月に遡及して先行実施することとされています。地方公務員の給与のあり方については、国において「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の「給与分科会」において検討されているところであり、本市人事委員会からも、以上を踏まえ、最重要課題の一つである人材確保の観点から、人事給与制度の見直しに取り組んでいる本市の実態などを鑑み、対応を検討する必要があるとされております。

本市におきましても、この間、皆さまと協議を行いながら様々な見直しを進めてきておりますが、係長級の処遇改善をはじめ、これまでの人事・給与制度の見直しのほか、人材確保等も踏まえた取り組みについて進めてまいりたいと考えており、勤務労働条件に関する内容につきましては、皆さま方と協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、職員の給与改定につきましては、これまでも人事委員会勧告を尊重して対処してきたところでございますが、国におきましても人事院勧告に対する取扱いがまだ明らかになっていないこともあり、本日のところは具体案をお示しするにはいたっておりません。

今後、国や他都市の動向を注視しながら、皆さま方と十分に協議をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

（組合） 神戸市人事委員会の報告で、人事評価を給料に反映させることが課題とされています。昨年度に人事評価制度を見直しましたが、制度の検証ができていません。給料に反映させることよりも、人事評価制度の運用が適切にされているのかが重要であると考えます。また、人事院勧告では給与制度のアップデートが出され、地域手当や扶養手当の見直しになっています。国に追随することなく、物価高で苦しんでいる組合員のために、実質賃金が引きあがるよう検討してもらいたい。

（市） 人事評価結果の給与反映の拡大については、我々としても大変重要な課題であり、取り組みを進めていく必要があると考えておりますので、そのための必要な対応については検討してまいりたいと考えております。

また、給与制度のアップデートについては、本市人事委員会からも、最重要課題の一つである人材確保の観点から、人事給与制度の見直しに取り組んでいる本市の実態などを鑑み、対応を検討していく必要があるとされております。いずれにしましても、個別具体的な改定内容につきましては、国や他都市の動向を注視しながら、当局において十分に検討を行い、その取扱いについて皆さま方と十分に協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。